

第十三回
国会

参議院經濟安定・大蔵・通商産業・建設連合委員会會議録第一号

昭和二十七年四月二十二日(火曜)午
後二時十一分開会

委員氏名

經濟安定委員

委員長 佐々木良作君
理事 祐一君 理事永井純一郎君
大野木秀次郎君 泉山 三六君
小瀧 彬君 奥 心めお君
杉山 昌作君 山川 良一君
須藤 五郎君

大蔵委員

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君 理事伊藤 保平君
理事菊川 孝夫君 理事木内 四郎君
岡崎 眞一君 黒田 英雄君
西川 五郎君 溝淵 春次君
小林 政夫君 小宮山常吉君
田村 文吉君 森 八三君
野澤 勝君 大野 幸一君
下條 恭兵君 波多野 鼎君
菊田 七平君 油井賢太郎君
木村福八郎君

通商産業委員

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君 理事小林 英三君
理事結城 安次君 理事栗山 良夫君
重宗 雄三君 中川 以良君
松本 昇君 松平 勇雄君
山本 米治君 加藤 正人君
佐藤 尚武君 高瀬莊太郎君
山内 卓郎君 清澤 俊英君
小松 正雄君 島 清君
境野 清雄君 西田 隆男君
石川 清一君

建設委員

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君 理事田中 一君
理事小川 久義君
石川 榮一君 楠瀬 常緒君
島津 忠彦君 深水 六郎君
徳川 宗敬君 前田 徳君
小笠原三男君 門田 定藏君
堂森 芳夫君 松浦 定義君

出席者は左の通り。

經濟安定委員

委員長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
委員 泉山 三六君
大野木秀次郎君 小瀧 彬君
小宮山常吉君 山川 良一君
須藤 五郎君

大蔵委員

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
委員 伊藤 保平君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
下條 恭兵君
油井賢太郎君

委員

委員 大矢半次郎君
伊藤 保平君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
下條 恭兵君
油井賢太郎君

通商産業委員

委員長 竹中 七郎君

理事

古池 信三君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

中川 以良君
山本 米治君
加藤 正人君
清澤 俊英君
小松 正雄君
西田 隆男君
石川 清一君

建設委員

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常緒君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
松浦 定義君
福田 一君

衆議院議員

國務大臣 周東 英雄君
國務大臣 桑野 仁君
常任委員 渡辺 一郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 林 誠一君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
常任委員 渡辺 一郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 林 誠一君

○電源開発促進法案(衆議院送付)
〔佐々木良作委員長席に着く〕
○委員長(佐々木良作君) それでは電
源開発促進法案に関する連合委員会を
開会いたします。

經濟安定と大蔵・通商産業・建設の四
連合委員会になるわけでありまして、
この四連合委員会としては今日が第一
回になるわけでありまして、併しながら
御承知のように、この法案につきまし
ては前回まで經濟安定、通商産業、建
設の三委員会の連合委員会審議中で
ありまして、その審議の中途、本日か
ら大蔵委員会が参加いたしましたので四連
合委員会となつたわけでありまして、從
いまして実質的には第三回目となるわ
けであります。大蔵委員のかたもある
と思ひますから前回までの経過を簡單
に御説明いたしますと、第一回は四月
十五日に開きまして同法案の提案理由
の説明を聞き、同時に資料を相談、それ
から関連いたしました資料要求を相談
したわけでありまして、それから第二回
目は四月の十七日に開きまして條文に
即しましての逐條の説明をお願いして
質疑に入つたわけでありまして、現在質
疑続行中であるわけでありまして、質疑
は一応通告順によりまして質疑を続け
ております。從いまして質疑を本日そ

のまま続行するわけでありまして、そ
の前に提出資料につきましても概略の
御説明を提案者から願ひたいと思ひま
す。

○衆議院議員(福田一君) 先般資料の
提出を御要求下さいましたものについ
てすでに或る部分は差上げたのでござ
います。本日漸く御要求のものが大
部分でござりましたのでそれをお手許
に配付申上げた次第であります。

そこで先ず参考資料の第一でござ
います。これは栗山委員からの御要
求でございまして、1が地区別の発電設
備増加表でございまして、2のほうは地
区別の発電量の増加表でございまして、
で一方はこの何キロ増えるか、それか
ら2のほうは年間にどれだけの発電量
がその発電所によつて出て来るか、こ
ういうわけでございます。3は地区別
の供給力の増加でございます。從つて
これはキロワット・アワーになつてお
るのでございまして、そこでその3の
一番下のほうの欄に三十一年度需要
試算というのがございます。でそのう
ちに(D)(E)となつておりますが、これ
はどれくらい需要があるかという想定
をいたしましたのでありまして、(D)のほう
は昭和二十六年地区別電力使用実績
に比例して、今後二十六年の実績に
比例いたしまして電力の使用量が増
加すると仮定いたしました。こゝうい
う数字が出て来るというわけございま
す。なお(E)のほうは一応例えは九州な
らば九州、或いは北陸ならば北陸によ
りまして産業が起つて来る特殊性が

でございます。こういう面も仮定いたしました。そして同時に、まあ今までそれには日本は御存じのよう、戦争後大分工場が遊んでおります。こういう工場が電気と暖み合わされてだん／＼使われるようになるといううなことを考慮いたしまして、そうして電力の需給をいたしますと、需要がどれくらいになるかということを一応想定いたしました。出した数字でございます。その次4でございますが、4は主要資材、及び機械労務その他に關して、はたして資材ができるかどうか、機械がその需要に應じ得るかどうか、労務の提供はどうかというううなことをこの表によつてお手許へ差上げた次第でございます。次は参考資料の2でございます。これは赤木委員からの御要求でございます。1は堰堤を築きました場合にだん／＼砂が溜つて参ります。そういうようなものについてダム堆砂量の調査表でございます。これは一つ数字を御覽願いたいのでございますが、2は多目的ダム建設による効果調査表でございます。で御存じのように、ダムというのは発電のために或いは治山治水のために或いは灌漑用水のためにいろいろの目的がございます。まあそういうような意味で建設すべきものでございまして、そのどういふような洪水の調節量とか或いは用水の補給町歩とか或いは開田用水の町歩といううなものを一応これに明らかにいたしました次第でございます。その次は3でございます。特殊会社候補地点別水没等によりましてどれくらい補償物件があるか。まあ家とか、田畑、その他道路等でございますが、そういうものをこの

表によつて明らかにいたしました次第でございます。次に参考資料の第3でございます。栗山委員からの御要求でございます。新設発電設備によりまして発電原価がどれくらいになるであろうかということをお明らかにいたしておるでございます。次がその欄のうちに「昭和三十一年度新設設備総合発電原価想定」というのを比較上ここに明らかにいたしております。どうぞお調べる願いたいのでございます。次が参考資料の四でございます。これも栗山委員の御要求でございます。これは電源開発株式会社、今度の特殊法人がどれくらいの人を必要とするといううな想定で会社を作ろうといううなか、それを明らかにせよといううなことでございます。一応試算といたしましてこれを御提出申上げた次第であります。第五が電源開発株式会社の資金の計画でございます。どういふふうにして、どこから資金を入れてどういふふうにするか、この場合に利息その他はどういふふうに計るかといううなことをここで明らかにいたしました次第であります。なお六が電源開発促進法案の参照条文でございます。これも栗山委員の御要求でございます。なおまだ未提出の分は、資料要求をなさいましたのはこれで大体全部お出ししたしたのでございまして、田中委員から御要求になつております九電力会社考課表というのがまだお手許へ差出してないのでございます。これは公益事業委員会に對しまして、これを提出するように要求をすべくいたしましたのでございまして、まだ手許まで参つておりませんが、急いで要求をいたしまして、成るべく

早くお手許に差出すようにいたしたいと存じております。資料の御説明はこの程度にいたしたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) なお申し加へますが、要求資料につきましては一応委員長を通じて要求して頂く建前になつておりますが、広汎でありますので便宜上専門員室とそれから発議者じかに御相談願ひましてあとで調整する建前になつておりますから、御承知をお願いしたいと思ひます。

なお本日の質問におきまして、出席要求が発議者のほかに國務大臣として周東安定本部長官、それから公益事業委員会から委員長等の要求があつたわけでありまして、公益事業委員長の代理といたしまして松永安左エ門氏並びに補助説明の必要上というわけ、技術長の平井寛一郎君が出席の予定であります。午前中は出席をするというお話であつたわけでありまして、料金等の問題でどうしても手が放せなくなりましたから、どうか一つ差し控らず今日御勘弁をお願いしたい、その代り明日は必ず出席するからということでございまして。なお國務大臣の周東安定本部長官は出席されております。その他説明員等につきましては従前の通りであります。このままでは質疑続行してよろしいございまして。前回におきましては栗山委員からの質疑続行中でありまして、今の出席要求も大体栗山委員からだとお思ひます。よろしくございまして。それで質疑を始めます。

○栗山委員 只今私のお願ひいたしました資料が大分揃つたのでありますが、まだ拜見したばかりで内容を検討する余裕がございませんので、内容的なものはこの次に保留をいたしておきま

す。前回の質問の続きをいたしたいと存じます。

前回私は昨年行われました電気事業の再編成に対する若干の批判を試みまして、自由党或いは政府の所信を質したのでありますが、そのときに、重複をいたしましたが、もう一度繰返しますと、電力の九分割による再編成は一応失敗であるとも又成功であつたとも断じ得ない時期にある。創立早々であります。鋭意努力を重ねられておりますので、その点は認めるけれども、結論といたしましてはにわかには断定いたしかねるというお話があつたのであります。そこで昨年度、秋を通じて相当な電力の混乱状態も発生をいたしました。又料金の値上、改訂の時期に再会いたしましたのは、全国各地から相當な批判が行われたのであります。そこで今度のこの法律案によつて予定をされております特殊会社或いは電気事業者或いは自家用、公営等のそれぞれ開発担当者が電源開発を行いますうちに於いて、特に特殊会社が行います電源開発の分は、再編成の過程を通じて最も激しく国民から批判を受けたりする、電力の全国的な需給バランスを一日も早くとるといふこと、更に地域差料金を圧縮する、この二つの目的のために使われる御所存であるかどうか、こういうことを質問をいたしましたのであります。これに對しまして提案者は私の意見に同感であると、こういうお話であつたわけでありまして、先回の続きを展開いたしまする關係上、さうに理解をいたしましてよろしいかどうか、改めてお伺いをいたしたいと思ひわけでありまして。

○衆議院議員(福田一君) 只今の需給關係を考へて、特殊会社が行います発電所の発電力を、需給關係を考へて分配するつもりがあるかどうかということが一番問題になると思ひます。その点は提案者もいたしまして、その発電所ができた当時における電力行政を担当する人たちが、全般の情勢を眺み合せて、そうして栗山さんの言われたような意味において当然これは考へて行くことになる、かように考へておるわけでありまして。

○栗山委員 そうですね、前回の御答弁と全く一致をいたしておりましたので、それを基礎にしまして質問を續けて参りたいと思ひます。

或る特殊会社が開発します電力といふものは、いわば國家の財政資金を投入して行つたものでありますから、従つてこれが國の特定の部分に傾斜的に供給せられまして需用を満すといふことは、ほかの地区の電力バランスがとれておれば問題は又別になりますけれども、ここ数年間の見通しを以ていたしますならば、甚だ國民の理解しがたいところでありまして、従ひましてこういう特殊会社で発生されました電力は、全國各ブロックの需給バランスの崩れておきますものを調整をいたしまして、そして九州でありますならば九州、北海道でありますならば北海道、或いは四國、或いは中国、關西といふような各ブロックにおける需給バランスをとつて行く、こういう考へ方であるということが明らかにいたしましたのであります。

そこでそういうような場合にいたしますためには、提案者としては、實際

にどういう具体的な措置をとって行くかとしておられるのか、この点を明らかにせられたいと思います。

○衆議院議員(福田一君) お答えをいたします。私はこの問題は先ほど来申し上げましたように、その当時、三十一年なら三十一年、或いは二十九年、三十年というように、その時の電力の行政を担当しておる人たちが一応勘案をいたしまして、そうして今申されたいような目的を達成すべく努力いたすべきものであると考えておるのであります。従つてこれ以上申上げることは余りにも将来のことを申上げるので、少し私は将来の行政を縛つてしまふというふうな形に相成るかと存じます。一応もう少し突つ込んで考えてみますならば、例えばこの特殊会社は発電所を建設いたしましてそれがいよく発電するということに相成りますれば、譲渡或いは貸付けるのでございませうが、譲渡する場合、或いは貸付けの場合におきまして、或る一定限度の需給バランスと睨み合はせまして、或る一定限度は自分の地域内に使うということを認めても、他の相当部分、或いは一小部分になるか、そのときによつて違ふと思ひますけれども、その部分は他の電力会社から融通を申し込まれたような場合には、これを融通するといふような条件を付けて、譲渡することも又貸付をすることもできるものである、かように考えておるわけでありませう。

○衆議院議員(福田一君) お答えをいたします。私はこの問題は先ほど来申し上げましたように、その当時、三十一年なら三十一年、或いは二十九年、三十年というように、その時の電力の行政を担当しておる人たちが一応勘案をいたしまして、そうして今申されたいような目的を達成すべく努力いたすべきものであると考えておるのであります。従つてこれ以上申上げることは余りにも将来のことを申上げるので、少し私は将来の行政を縛つてしまふというふうな形に相成るかと存じます。一応もう少し突つ込んで考えてみますならば、例えばこの特殊会社は発電所を建設いたしましてそれがいよく発電するということに相成りますれば、譲渡或いは貸付けるのでございませうが、譲渡する場合、或いは貸付けの場合におきまして、或る一定限度の需給バランスと睨み合はせまして、或る一定限度は自分の地域内に使うということを認めても、他の相当部分、或いは一小部分になるか、そのときによつて違ふと思ひますけれども、その部分は他の電力会社から融通を申し込まれたような場合には、これを融通するといふような条件を付けて、譲渡することも又貸付をすることもできるものである、かように考えておるわけでありませう。

のうちに需給バランスのとり方については将来の行政における措置に待つべきであつて、今ここでさうな構想を述べるのは若干時期が適当でない、こゝういふ御説明でありましたけれども、この法律案の中におきましては、でき上りましたところの設備は譲渡、貸付或いは電力の販売といふようなことを行ふということがはつきり明記せられておるのでありますから、従つてその三つの方法のどれかによつて、只今提案者が将来行われるであろうといふふうに言われまして需給バランスと、地域差の圧縮に対する方法を考案されておるのであります。又さういふことを只今もすでに頭の中に入れてこの法律案を審議しなければならぬと思つてあります。従ひましていさ少し突つ込みまして譲渡、貸付、それから電力の卸売、この三つの問題を中心にいたしまして基本的な構想を述べられたいと思つてあります。この点につきましては、私もこの法案の最も重要な一点であらうかと存じましたので、さういふような譲渡、或いは貸付、或いは電力の卸売等に対する提案者が構想を持つておられるところの基準といふものを資料としてお出し願ひたいという要求をいたしてあります。ただそれは頂いておりませうけれども、若し次回にでも更に細かく説明が願へるといふことでありますならば、別であります。が、この辺のお考えを一つ述べて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) この法案の目的をいたしますことは、もう前にも申し上げましたように、電力並びに発電量自体が日本の国民経済及び国民生活の面から見まして足りない。そこで電力を起さなければならぬ。発電を成るべく余計しなければいけない。その限度はこの程度にして行こう、こゝういふような発電所を作る。こゝういふことを主たる狙ひとしておるのであります。これをどういふふうに使ふかということは、勿論関連性はございませうけれども、これは将来二年、三年、四年たちましたのちにおいて、その時の状況を睨み合はして行政官がこれを按配することが私は政治の常道であると考えておるのであります。併しなから必要のないものを作つて、必要のないものでございまして、必要なものはこれだけであるという推定は、私たちがこれだけであるという数字に基いてやつておる。そこでそれを作つた場合におきまして、これをどういふふうにしに使うか。即ちそのやり方としては譲渡或いは貸付、或いは卸売とあります。が、卸売は建前をいたしております。から、譲渡貸付するのであります。から、その譲渡、貸付をいたします場合においてどういふようなやり方をすればいいかといふことになれば、その具体的な問題は、私は国の政治から考えてみまして、それは当然その当時の政治を担当する行政機関において決定いたすのが正しいのだと考えておるのであります。ここにおいてその面を細かく議論しておくことは本法案の主たる目的とは若干離れる面がありはしないか、余り将来の行政を縛り付けてしまひはしないかといふような感じが御答弁をいたしておつた次第であります。

○衆議院議員(福田一君) お答えをいたします。私はこの問題は先ほど来申し上げましたように、その当時、三十一年なら三十一年、或いは二十九年、三十年というように、その時の電力の行政を担当しておる人たちが一応勘案をいたしまして、そうして今申されたいような目的を達成すべく努力いたすべきものであると考えておるのであります。従つてこれ以上申上げることは余りにも将来のことを申上げるので、少し私は将来の行政を縛つてしまふというふうな形に相成るかと存じます。一応もう少し突つ込んで考えてみますならば、例えばこの特殊会社は発電所を建設いたしましてそれがいよく発電するということに相成りますれば、譲渡或いは貸付けるのでございませうが、譲渡の場合におきまして、或る一定限度の需給バランスと睨み合はせまして、或る一定限度は自分の地域内に使うということを認めても、他の相当部分、或いは一小部分になるか、そのときによつて違ふと思ひますけれども、その部分は他の電力会社から融通を申し込まれたような場合には、これを融通するといふような条件を付けて、譲渡することも又貸付をすることもできるものである、かように考えておるわけでありませう。

○衆議院議員(福田一君) お答えをいたします。私はこの問題は先ほど来申し上げましたように、その当時、三十一年なら三十一年、或いは二十九年、三十年というように、その時の電力の行政を担当しておる人たちが一応勘案をいたしまして、そうして今申されたいような目的を達成すべく努力いたすべきものであると考えておるのであります。従つてこれ以上申上げることは余りにも将来のことを申上げるので、少し私は将来の行政を縛つてしまふというふうな形に相成るかと存じます。一応もう少し突つ込んで考えてみますならば、例えばこの特殊会社は発電所を建設いたしましてそれがいよく発電するということに相成りますれば、譲渡或いは貸付けるのでございませうが、譲渡の場合におきまして、或る一定限度の需給バランスと睨み合はせまして、或る一定限度は自分の地域内に使うということを認めても、他の相当部分、或いは一小部分になるか、そのときによつて違ふと思ひますけれども、その部分は他の電力会社から融通を申し込まれたような場合には、これを融通するといふような条件を付けて、譲渡することも又貸付をすることもできるものである、かように考えておるわけでありませう。

ますならば、それは畢竟するところ曾
つて日本発送電が全国を一つの電力通
鑒の下に料金におきまして、その電力
の操作を行ひまして配給をしておりま
したと同一ようなことを行ななけれ
ばできないわけであり、更に具
体的に申しますならば、例えば只見
川という特殊開発地点を開発したし
た場合に、そこで起きた電力の電氣
の中で中国向けの電氣は東京電力向け
の電氣よりも安く売ると、そういうよ
うな方法が講じられなければならな
く行かないではないかと私は考える
のであります。従つてこの譲渡とか、
貸付とか、電力販売とか、そういうも
のを行はれます場合に、先ほども繰
返して申しておりますように全国的な
各プロダクトの電力の需給のバランス
をこれによつて、又全国的な各プロ
ダクトの増大しつつありますところの電
力料金の地域差を縮小するように努
力をする、そういう目的を達成するた
めにはどういう方法をおとりにするの
か、こういうことを質問をいたしてお
るわけであり、

○衆議院議員(福田一君) この特殊会
社によりまして作り出した電力をどう
いうふうに通配するかという問題で
御質問があつたところであり、こ
す。この面におきましては北海道は実
はあそこは本州から送電するというこ
とはできませんので、別途といたしま
しても、本州全土に、他の地区におき
ましては大体四国、中国間も送電連絡
をいたすことに予定いたしております
ので、そこで実際の面において電氣を送
るといふことはできると考えておるの
であります。そこでその場合において
地域差があるから各プロダクト別に電力

料金を変えて売るといふことにするが
どうかと、こういう御質問だと思つた
のであります。私はこの譲渡、貸付をい
たします場合においても政府が作つた
ものでありますから、その利益を計上
する必要はない、一応利益を拂ひ、或
いは株主に對する適正な配当を行つた
だけで十分であります。そこでその電氣
の料金を、電氣を譲渡する場合におい
て條件をつけることとしたとしても、こ
れを融通する問題等は或る一定の條件
をつけまして、電氣料、卸料金は一定
の数字でやつて行つていいのでは
ないか。この融通の問題等につきま
しては、これはすでに公益事業令にも
ございまして、すでに融通命令という
のが出せることになつておりますの
で、これが今後どのような公益事業委
員会が形をとるといたしまして、こ
の法規は当然行つて行くものでありま
すから、そこでこの融通はできるもの
と考へておるわけであり、そもそ
も私たちの考へ方からいいますと、
電氣は今絶対量が足りませんから非常
に融通が不円滑なのでござい、電
氣の絶対量が殖えて参りますと、今
のところは御存じのやうに或る程度コ
ントロールするとか、或るべく電氣
を使わないやうにと言つておりました
もなお二割どうしでも必要なものが足
りないという状況であります。野放し
にしたら四割も五割も足りないだらう
と言はれておるのであります。これが
各電力会社、或いは公營、或いは自
家発電によりまして発電が順次進んで
参りますと、電氣は相当潤沢になりま
す。豊富な電力といふことになりま
す。そうなりますればこの融通の問題
もおのずから今考へるほどに非常

何と申しますか、重大といふことが、
非常に喫緊の急務といふことが、そ
ういふやうな問題にはならないで、お
のづから各社間で融通を合はせるやうに
なる。かやうに考へておるのでありま
して、これが又私たちが一応この九分
割といふ考えの根本になつておるわ
けであります。栗山委員とはその点で
は若干御意見の相違が自由党とは起
ることはこれは当然だと思つたのであ
りますけれども、併し今言ひましたや
うな工合に、とにかく物といふものは絶
對量がない、足りないときには配分と
いふものは非常にめんどやうなことに
成りますけれども、絶対量が殖えて参
りますとこの配分といふものは割合
に円滑に行くことは御承知の通りであ
ります。従ひまして私たちがしまして
はこの会社が発電所を建設いたしまし
た場合に、これは相當量の電力が出て来
る。かやうに考へますので、その配分
の問題は今日ほどなんといふことが、
力を入れるといふか或いは眼に角を立
ててお互いのプロダクトが争ひ合つて
いふやうな問題はなくなつて来ると考
へております。なおさういふやうに相
成りますれば、電氣がだん／＼相當供給
が多くなるといふことになり、或
いはり需要供給の關係によりまして成
るべく高いところへ流れて行くといふ
のはこれは自由経済の理念からいいま
して当然でござい、それから、さうな
つて参りますれば地域差もおのずから
順次解消して来るやうに相成るのであ
ります。要するに今日の電氣の問題は
電氣の絶対量が足りないといふことが
が地域差の問題その他を起し、或
は又この配分の不公平といふものを起

して、かやうに私たちは考へてお
るわけであり、

○栗山重夫君 地域差の出るの電氣
の絶対量が足りないことであるとい
うのはこれは何らかの間違いだらうと
思ひますが、この点はまああとから議論
いたします。電力の問題につきまし
て豊富になり、需給バランスがとれさ
えすればそんなに全国的な電力需給の
問題をやかましく考へる必要はない、
こゝろにお説でござい、いたしましたけ
れども、これもやはりさう一概に断定す
るわけには参らないのであります。特
に今次の提案によりまして三十一年末
に順調に開発が進みましてやつと需給
バランスがゼロで調整をバランスをと
ることになつておるわけであり、
余裕電源といふものが、全然ない計算に
なつておるわけであり、従つて困
民は三十一年末まで待てない、来年、
再来年、その次の年度の需給バランス
をどうとられるかといふことが一番大
きな問題でありますので、この点はい
ささか提案者の御説明では樂觀に過
ぎると私は考へるのであります。従つて
今日のやうな電力事業者の形態を以て
いたしますならば、如何に譲渡の場
合に適當な契約を結ばれても、現
に昨年の暮がそれを証明してあります
やうに、なか／＼電力性のある発電即
消費といふセコンドを以て勝負のきま
る電力という商品に對しまして、そ
んなに簡単に需給のバランスは私では
できない、こゝろ考へるのであります。こ
の点につきましては他日私は数字を挙げ
て質問を更に展開したいと思ひます。
それから地域差の問題であります
が、電力が一応バランスをとれば地域
差が減る、こゝろいふことをおつしやつ

たのであります。それは一体どうい
う根拠でおつしやつたのでありまし
うか。即ち私も今一番真剣に考へ
ておりますことは、全国各プロダクトに
おける水力の発電量と火力の発電量と
の比率がばら／＼になつておるから、
従つて火力依存度の高い所は地域差が
多いわけであり、従つてさういふ
條件にあり、そこを對しまして
て、同じ單価の特殊会社で起きました
電力を公平に流して行きまして、そ
の幅というものは依然として縮まらな
いわけであり、例えば関東のほう
と九州とを比較いたします場合に、火
力の依存度が非常に違つておるわけ
であります。従つて関東のほうで火力の依
存度をゼロにいたしました場合は、九
州はまだ残つておるわけであり、
従つて地域差料金は決して圧縮されな
いといふことになつておるわけであり、
その点をどういふ工合に具体的におや
りにならうとしておられるか、それを
伺いたいわけであり、

○衆議院議員(福田一君) 需給のバラ
ンスのこと御質問があつたのでござ
います。私はこれは栗山委員は非常な
専門家であられるからもうおわかりと
思ひますけれども、例えば関東におい
て大電氣が余るといふやうな、今はま
あ私たちの推定では、金はありませんか
ら需要供給の限度において発電所を作
るといふことになつておるわけ、例
えば関東だけで考へてみますと、非常
に電氣が余つたやうな場合には、
これは当然中部なり、東北なり売ること
になる、その余つたやうな場合にお
きましてはこれはそんなに高い値で買
う道理はございせん。やはりそれは
安く、だん／＼とその需要の限度に

大に相當する。だからこれに於いては、従つて水主火従の原則というものがこれ以上改善されるということは望めないのではないか。こういうようなお話でございしますが、若しそれを作らなかつた場合を御想定願いますならば、これはもつと〱火力の重要性が増して参るということになって、そうして日本の産業全体をどういふふうにして運営して行くか、動力をどういふふうにしてやるかという問題がもつと大きくクローズ・アップされて来るのではなくいかということを私は申上げておるのであります。そのパラシスは決して今後契約をやつて参りまして破れるわけでもなく、むしろこのダム式発電所をやるといふことによりまして、改善はされて行くとは思ひますけれども、あなたのおつしやつた御議論を裏返しとみると、そこに非常に日本の産業經濟の復興が遅れはしないかということとを恐れるのであります。私たちといひましたしては今栗山さんの仰せられましたように、電氣が三年や五年や或いは七年で以てパラシスがとれるとか余るとかいふようなことを想定いたしておるのではないのであります。それ以上これに足りなくなるといふことは、日本の國のために非常に望ましいことでもない、又私どももさうに考へておるのであります。

○栗山眞夫君 私はもう少し現実的な質問をしておるのです。例えばここ数年の間に六百万キロの開發をする、而も火力の開發の度合は少ないのであるから、水主火従の今日の状態よりもなお水主がウェイトを増まして、火力の依存度が低まつて来ることは當然常識で、今までの説明を聞いて

ただけでもはつきりすることでありまして、そんなことを私は申しておるのではありません。そうして又先ほどから何回も繰返して申しておりますように、私は電源の開発をしてはいかないということはひとことも言っていないのであります。そういう意味合いではなくてもう少し筋を通して御答弁を願いたい。

私が先ほどから繰返して申し上げておりますことは、衆議院における御答弁が事実であつたかどうかはまだ確かめておりませんけれども、特殊会社は昭和三十五年頃になれば清算事務に入るのであらうというお話があつたかに聞いておりますので、従つてそれまでの間に於いて日本の電力の需給バランスをとりまする切実な現実の問題をとら

えて質問をしておるのであります。特に私が先ほどから一番中心問題としてやつておりますことは、電気はどこで起してもかまわんでありますように、九州なり中国なり四国なり関西なり、こういう工合に現在非常に難儀をせられて産業の発展上非常に阻害をされておる地域の電力の需給バランスをとりますために、この特殊会社というものを作らなければならぬ。それから、そのためには一体どうされるのか。かというのをいろいろと御質問をしておるのでありますが、的確な御答へが願えない。そうして最後には行政措置でやるのだから、然らばその考えておられる行政措置というものはどういふものでありますか。その内容を一つ明らかにして頂きたい。

○衆議院議員(福田一君) どうもお叱りをごきうむつて誠に恐縮なのであります。

すが、私が申上げておりますことは、先ほど石炭の問題が出ましたけれども、実は二十六年度を例にとつて御説明していただき私の説明が足りなかつたのでございまして、二十六年度は大体八百三十万トンくらいになつておりますが、本年度はもう千万トン焚かねばとても間に合わないというような状況に相成つておるわけでございます。

三十二年間になりました。でもこの程度で大体やつて行けるように、数字といいたくしまして資料を御覽下さいますならばおわかりを願えると思うのであります。が、そういうふうになりますので、そこで水主火従というものは改善はされても悪くはならない、よくなるのだということを実は申上げた次第であります。

それから次の問題でどういふふうな行政措置をとるか、こういうことでございしますが、これは今の公益事業命令を御覧下さいまして、需給のバランスを見ましてそうして需給命令を出す、とができるというふうな強制的な一種の措置が法律によつて認められておるのであります、そのときになりましてそれをどういふふうにしてその行政措置をするかということがきまることに相成ろうかと存するのであります。

○葉山眞夫君　重ねて伺いますが、法案の中には設備の譲渡、貸付、電気供給と、三つの場合が掲げられておりますが、この三つの行為をそれぞれ行いましたときにその発生せらるゝものは特殊会社が持ちますものか、それは電力の融通、運営の権利といふものは特殊会社が持ちますものか、それともそれ／＼設備の譲渡、貸付、或いは電力の供給を受けました相手先の事業者なりが受けますものか、ど

ちらの手に残りますものが、それを明らかにせられたいのであります。

○衆議院議員(福田一君) 譲渡をいたしますれば、一応は譲渡を受けた者、貸付をいたしますれば一応貸付を受けた者、若し卸売をいたしますればその電力会社が持つということに相成ります。併しこれは絶対のいわる権利ではないことは、公益事業令を御覽下さい。

いまでもわかりまするように、各自の実際の電力需給バランスを考えて命令を出すことになっておるのであります。これはそういう意味で制限を受けてた一つの所有権といいますが、一つの権利、これが電気の全般に亘る特質がど存しておるのであります。

○栗山眞夫君　そうしますと一応電力会社に持たせる、併しその制限を受けた状態において持たせるということでありまするから、従つて電力配給に對するいわゆる指令權と申しますか、そういうものを國が持つことになるわけでありますが、その持ち方は只今公益事業令にある程度のことをお考えになつておられますのか、或いはこれをもつと緩和しようと考えておられるのか、強化しようと考えておられるのか、そこのおところがお聞きしたい中心であります。

○衆議院議員(福田一君) この点につきましては、私はそのときぐうといひますが、その状態における電気の需給のバランス或いは又産業界がどのよう
に電氣を使い、或いは又國民が文化生
活を行うためにどの程度の電氣を使う
ようになるかというようなことを勘案
いたしまして、その勘案の上に立つて
そうしてこれをきめて行くべきもので

ある従いまして私といひましては只今お答え申上げることができませんとは、少くとも今の公益事業命のごときものは当時におきましても勿論残つて行くものであらう、かように考へてゐるわけであります。

○栗山眞夫君 この点もどうもまだはつきり私いしませんので保留をいたしておきます。

それは、その方へ伺いたいことは、
やはり需給バランスと地域差の圧縮の
問題であります。今までの我が国の
電源開発の状況を見ますと、各地の
未開発、既開発の比率を考えてみま
すと、大体北海道から九州まで大差
ないのであります。最高が未開発の

パーセンテージをとります」と一審判決しておりますのが四圍の七八%、一番よく開発の進んでおりますのが北陸の五%、包蔵水力の残っているような状況でありまして、このバンドの中に全部収まつております。併しながらそれはあくまでもその地区の包蔵水力に對しての未開発、既開発の比率でありまして、各地区の開発の状況、火力依存度の状況を見ますと、これは九州或いは中国、関西等は非常に大きなウエイトを持つてゐるわけでありまして。そこで今までの日本の電源の開発方針とい

うものは、最も安く最も能率よく開鑿をして行くというのが一つの方針でなかつたらうか。特に日本発電會が關與いたしました後においてはそういう傾向があつたものと私は考へるのでありますが、従いまして水主火従の原則でありながら、各地区においてその比率が非常に乱れておつたわけでありませう。そこでそういうような電源の非常

の方針で開発をしなかつたわけであらう。ですから、従つて特殊会社というの
は、そういうような水力と火力の比率
で水力の非常に豊富な地帯と比較い
なして悪い状態にあるプロツク、そ
ういうプロツクの電源開発を何より
おきまして、真先にやるべきでない
か。そういうような地点の開発とい
ふのは恐らく採算的にも引合わない地点
が多いのであらう。ところが、

うなところを先ず真先に開発いたしまして、そうして本州中部におけるところの十分採算がとれ能率のよろしいような所は他の事業者に委しておくといいような、そうして一番あとで手をつけるという方法が私はとられた

うお考えがありまするかどうか。これはやはり特殊会社の使命の一つとして十二分に研究をいたしておかなければならぬ問題であると考えますので、提案者の御所見をとくと伺うわけであります。

○衆議院議員(福田一君) 今までは、説の通り安い電氣から開発をいたして参る、もう日本の電力は大体においてあまり安い地点というのは殆んどなくなつて参りました。そこでこの場合にはどこを開発して行くかということについては、これは非常に大きな問題でございますが、私たちがいたしましてはやはり一番有利な地点であり而も国土總合開発の見地から見まして、どうしてやつたほうが良いというような地点を先ず選ぶべきであると思ひまして、この特殊会社もどういう見地から地点を一応想定いたしているわけでございまして。と申しますのはもう私がこう申し上げれば十分おわかりと思ひますけれども

も、電気はロスがございすけれども、とにかく送電線さえあれば融通ができるのでございすから、そういうふうな考え方でやつて行つていいのではないか、法案もそういう意味で地点の選定をいたしているわけがございす。

○栗山眞夫君 ロスが問題にならないとおつしやつたのでありますが、それは量の問題でありまして、今ここで計画されておりますように、六百万キロワットの発電設備、その中で特殊会社からの発電設備を占めているわけでありまして、そういうものを一地点に固定をしまして、それを全国へ配給しようということになりますれば、今日の最高技術を以てしましても、あまりにも電力の量が大きいために相当大きなロスを生ずることは火を見るよりも明らかであります。従つて私は需用地点の中心に近い所に開発をすべきであると思ひまして、従つてこういうような特殊会社が行います開発事業というものはあまり採算中心主義に陥らないで、そうして各プロダクトの火力の依存度を低めて行く、そういうふうなことが中心になり併せて国土総合開発の点が取入れられて開発を進められるのが第一義でなければならぬと考へられるのでありまして、只今の福田提案者のお話では、一番能率のいい、一番採算のとれる所の電気を起して、それを送電線で以て送ればいいのではないか、こういうことをおつしやつたのでありますが、それはもう少し研究の余地があると思ひますが、如何でございすか。

○衆議院議員(福田一君) 勿論私たちが開発をこれからやろうという場合に

おきましては、その地域で発電をいたしますほうがロスがないのでありますから、そういう点においていい場所がございすればこれを開発するということは結構でございす。併し大体において今想定したような所を開発したほうが国全体として利益がある、そういう電氣もそれで豊富になる。こう私たちは考へておりますので、そういう地域から開発して行くべきではないか。特に国の財政資金を使つて開発をするような状態でありまして、国民の負担が少くなるように使うという意味合におきまして、これが作つたものが送れないということであれば大変でありますけれども、一応私たちが第一期計画において想定したしております面においてもこれは十分送れるものという想定がございすので、その面から見まして、実は今言つたような地点を開発して行く、そうしてやつて行くのが一番いい。或る地域で発電した場合に、非常にコストが安くロスも少なくてそれがいいというのでありますれば、勿論これはやらなければならぬのであります。そう、そういう面で何かございすれば一つお教えを願ひたいと思つてゐるわけでありす。

○栗山眞夫君 そういたしますと、特殊会社の予定された開発地点が、資料を頂いてゐるわけでありまして、相当たくさんありますけれども、その着手の順位というものはやはり能率主義、採算主義で順位をおきめになると理解してよろしうございすか。

○衆議院議員(福田一君) これは一応想定をいたしておりますが、そう言ひましても、例えば立退の問題でありま

すとか、或いは設計の問題でございすとか、その他資料の問題等を勘案いたしまして、そうして特殊会社の首脳部になつた人が官庁の認可を得て行なつて行くように相成るかと思ふのであります。

○栗山眞夫君 今の用地とか、立退とか、設計というようなことは、只今の議論の私は條件にはならないと思ひます。そういうものは今日の技術陣を動員し、そうして電源開発の必要性を強調いたしますれば、特殊会社がやろうと思ふ地点はどこでも着手できるわけでありす。私どもが一番知りたいのは、先ほどから繰返して申してありますように、こういう国の財政資金を投入して緊急開発をやりまする以上は、これは国民全部が了解するような形にしておいてやらなければならぬわけでありす。その第一は電力の需給を策定し、一日も早く竣工させながら少しでも需給バランスを改善させて行く、そして地域差料金をせめて行く、そういう構想の下に着手地点をきめて行かなければならぬのでありまして、従つて今あなたが言われました場合を考へますならば、採算のとれる所のほうが好ましい、こういう工合におつしやつたわけでありまして、それも一つの考へ方かと私は考へますが、その点はこの法律案の審議のときに、最も私は厳正な態度において審議をしておかなければならぬ。若しこれをやむやみにいたしましたときには必ず開発地点の選定につきましてはいろいろな政治的な工作が入り或いはその他思わざる運動が入りまして、そうして国民に大きな犠牲を強要し、又思わざる私は疑惑を国民に投げかけることになり

まして、一番最初に高く掲げられましたところの電源開発の理想というものは、非常にけがれて来ると私は言わざるを得ないのであります。従つて開発の順位をどうするかというふうなことにつきましては、これは是非ともこの委員会での基準を明らかにせられたいと思ひます。例えば第十二條には「電源開発のうち、その規模が大であり、又は国土の総合的な開発、利用及び保全に關し特に考慮することを要するものであるため」と云々ということがありますが、規模が大ということは一体どの何を基準にして規模が大というか、又は「国土の総合的な開発、利用及び保全に關し、特に考慮することを要する」といいまするが、そういうものの内容は一体どういうものであるか、そういうことにつきまして具体的な一つ基準というものを明らかにせられまして、この法律案の審議の過程において恐らく他日電源開発調整審議会の議に上るでありまして、それからいふ精神において議が進められたものであるといふことを明らかに私にはしておく必要があると思ひます。そういう内容を殆んどきわめませんで白紙委任の形でこの法律案を私は審議し決定することはできないと、こう考へるわけでありまして、この点は要求するほうが無理であるかも知れませんが、無理であればあるほど最も重要な点でありますので、私はこの点は提案者の責任においてこの委員会において是非とも明らかにせられたい、こう思ふわけでありす。

○衆議院議員(福田一君) 只今の御質問は大変御尤もな御質問と考へるので

ありまして、先ほど私が申し上げました意味は、まあ有利な地点からやるといふ大原則においては変りはないのでありますけれども、併しその地点というものが四カ所なら四カ所、五カ所なら五カ所ございまして、同じような條件であつても、ほかの條件が違ひますために開発が一月遅れるとか二カ月着手が遅れるというような場合があるかと存じまして、そういう面の御説明をいたしたわけでありまして、私といたしましては大原則としては最も有利な地点から始めると、こういうことにいたしたいと思ふのであります。ただその有利な地点といひましては、いろいろこれには電力の需給の關係がございすとか、或いはそれを配給する場合の面とかいろいろございすように、そういうものを総合した意味での有利な地点というように御解釈を願ひたいと思ふのでございす。

なおこの会社がどういふところをやるかということがはつきりしておらなければ、この法案を審議することは非常に困難であるといふこととございまして、御尤もなお説でございす。そこで私たちがいたしましては一応予定しておるものを表といたしまして、皆様がお手許へ差出しました。こういう地点の一応計画を考へておるといふことを明らかにいたしたわけがございす。

○栗山眞夫君 この頂いておきます資料の(その2)であります(その2)のEにその地点があるわけでありす。初年度着工地点、それから次年度以降着工候補地点というのがあります、こういうものを指定せられた根拠といふものはこの法律案の第十二條

にあるのだと思ふのであります。この十二條を充たしておるのがこの地点であらう、こう考へるわけでありませう。従つて十二條におきまして抽象的に書かれておる文字でこれに適用なさつたわけでありませう、そのためには具体的にいろいろ／＼な私法條件があつたらうと思ひます。規模が大である、或いは国土総合開発につきましてもいろいろ／＼な私法條件があつたらうと思ひます。そういう御趣旨を一つここで明らかにせられたらうと思ひます。例へばいづつことをやるかといふような問題は私も研究をいたしたい。これは仮定の問題でありませうけれども用地、或いは家屋の立退、浸水地域の問題、その他が全く同じ條件であるといふような仮定に立ちましたとした場合には、この準げられたものの着工はどのような順序でおやりになるのか。大体完成年度、着工年度が明らかになつておられますけれども、これで間違ひがないのかどうかといふようなことも伺ひたいわけでありませう、それよりもなお私は心配いたします。それは、こういう開発会社が一旦できました場合には、三十五年程度に清算事務に入ると言われましますけれども、こういう機関が一たびできますれば到底その簡単に解散などでき得ないものであります。これはその組織そのものがやはり一つのレジスタンスとなりましてなかなかうまく行かない。そして次々と更に細部のものを追つて参りまして、そして電気事業者或いは自家用者と競合する、その間にはいろいろの又好ましからざるような問題も起るといふことが予見をせられましますので、従つて十二條の定められ

したこの内容は明白に具体的にここで示されまして、そしてその基準に合つたのがこの河川である、もうこのほかにまだあるのかないのか、そういう点等もこれは是非明らかにせられたらう、こういうわけでありませう。

○参議院議員(福田一君) 今おつしやいましたのは、特殊会社についてこういう地点を選んだ基準はどうかといふことでございませう、これはまあよその会社にも御存じのように相当現に電源開発をさせておられますが、そういう面から一定の制約を受けるわけでありませう。従ひましてそれを申上げるに一体企業形態別にどんなふうに関係をさせて行くのか、こういうことが先ず一応考慮されなければならぬわけだと思ふのであります。先ずこの電力会社の場合には、いわゆる九つの電力会社の場合におきましては、この具体的地点ではその電力会社の組織工事が目下すでに着工態勢にある開発地点、こういうようなものは推進を図つて行く。又各地区の需給状況を考えまして、比較的短期間に完成し得る有利な水利地点の新規着工をやらせて行くこと、又ボイラーの増設等によりまして火力発電能力の増強、及び老朽な低能力の火力設備を代替するための新設を考慮するといふようなのが、大体この電力会社に今後の四年間にやつてもらふものとして二百五十億くらいを開発させよう、こういう意味であります。公営につきましては治水等の目的のために工事中又は準備中のダムに附屬いたしまする発電計画でありまして、県営で実施するのを適当と考へるもので、まあ比較的短期間に完成の見込が立つもの、こういうものを基準にいた

しましてまあ県営でやらせる、かようにいたしたわけでありませう。

なお自家用につきましてはこの立地上の條件が非常に有利である、例へば消費地に近い、且つその河川の有効利用上支障のない開発計画、ほかの発電計画とからみ合つたりしてはいけませんので、成るべくそういうことのないような開発計画でありまして、真に開発のできる所といふことをまあ目標にいたしておられます。幾ら許しましても実際に力がないものではないかと思ふ、それからこの点も十分勘案をいたしまして、そしてこの自家発電をやらせる、こういうことはこの自家発電をやらせる、こういうことにして火力につきましても工場作業と関連を有しておられますから、抽汽だとか或いは排気ガス式とか、背ガス利用といふような意味で、まあ両方の目的がそれによつて達成できるようなこういうことを條件にしていこう／＼な自家発電を推進させる。こういうことで分けたのであります、これらのものを除いたもの、一応今までのところではとても資金計画その他ではできない、九つの電力会社ではできない、又県営でも無理である、或いは又自家発電でもできないといふようなものの中で一応今度は国土総合開発の見地から見まして、どうしてもやつたほうがよろしい、更に又電力の需給の面から考へてもやつたほうがよろしい、或いは又国の公共事業と関連を持ちまして、どうしてもやつたほうがよろしい、こういうようなものを選び上げて、そしてお手許に差出しましたような地点が最も有利ではないかといふふうな準げで参つたわけでありませう。

○栗山眞夫君 先ず最初に電気事業者、公営、自家用等にやらせるものを予定せられて、その余つたものは特殊会社で一応やらうと、こういう構想であるといふことを伺つたのであります。事の運び方はその逆になるのが本当ではないでしょうか。例へば国でなければならぬと、総合開発をしなければならぬと、そういう地点があるならば、それを国でやらせられて、そしてそのほかのものはそれぞれの立場にあるものにやらせて行くといふのが私は筋合ひやないかと思ふのであります。その点のものの考へ方はちよつと顛倒しておるようには思ひますが如何でありますか。

そして而も重ねて伺ひますが、資金計画上できないとか、或いは国土総合開発上できないとか、需給面或いは公共事業等の関連性においてできないとおつしやつたのであります。そういういろいろ／＼な條件があるわけでありませう、この今予定されておるこの初年度着工、次年度以降着工地点につきましてそれ／＼どういふ点が該当するか、若しおわかりでありますならば準げて頂きたいと思ひます。

○参議院議員(福田一君) 考へ方を逆から考へて国土総合開発とかそういう面から或いは国の電力需給関係から見ても、そういう地点を選ぶべきではないか。こういうお話でございませう、一応電力は九分割されておられます、まあ電力会社には相当な人員もおります、又開発能力もあるものでありますから、今は電氣を作るということが大事だ、それには国民が準げて協力することが大事だ、こういう意味からいへば九つの電力会社が一生懸命やつてみてなお

足りない、或いは自家発電をやつてみてまだ足りない、又公共事業体でやらしてみても足りないといふような部分はこれは国の財政資金でもつてどうしてもやらなければいけない、こういう意味合いで選ぼうが今の電力事業者のあり方といたしましては私は適當ではないかと考へておるのであります。先ず電力会社を尊重して行くといふのが正しいのではないかと考へておるのであります。なお具体的な地点につきましてはどの條項に当はまるかといふことでございませう、例へばその中で只見川或いは天龍川或いは熊野、吉野、四万十川といふようなところはこれはやはり国土総合開発、而も大規模であるといふような條件に當はまつておると思ふのであります。他地点はこれは一応公共事業に關連をいたしましてどういふやつたほうがよいといふ地点であります。

なお第二期計画以降の問題につきましてはこれは余りにも先のことでありますので御説明は如何かと思ひますけれども、この地点の中でも電力会社がいつて参りましておれのほうでできるといふことがあればなるべくそういう地点の中からも電力会社にやらせるようにしたほうがよいかと存するのがあります。なおできないような地点の中から今言つたような面も勘案いたしまして、そしてこの特殊会社が開発をするといふことは国の財政資金を使ひます以上は當然考慮するべきではないかと考へておるわけでありませう。

○栗山眞夫君 大体よくわかりました、が、そうしますと結論としてこういう工合に理解してよろしいと思ひます

か。特殊会社としましては一応いろいろなポイントを考へまして、初年度と次年度以降の候補地点というものを予定しそれを挙げられましたわけでありませうけれども、この中にありましては電気事業者なり公営なり或いは自家用等によつて開発をしようという気持があり、而もそれができる公算のものにつきましては強いて特殊会社がこれに手をつけるというふうな気持ではない、そういう工合に理解してよろしくございませう。

○衆議院議員(福田一君) たゞ電力会社がそういう意向を持つておりまして、国土総合開発というふうな見地から見て無理があるということになればこれは別でございませう。併し資金も十分できる見通しがついた、国土総合開発とかその他の面から見て電力会社にやらしても不適当でない、電力会社にやらして結構じゃないかという見通しがつきましたならば、たとへ候補地点に挙つておりましたように電力会社がやることは差支えないと考へております。

○衆議院議員(福田一君) その当該地域におきましては治山治水或いは公園管理、或いは又この灌漑用水等を総合的に考へて河川を有効適切に利用して行くという意味合いにおいても、まあ河川だけではございませう勿論山もございませう、森林もありませういろいろなございませうが、これらの問題を全部勘案いたしまして、そうしてこれに関連性を持たして開発を行なつて行くというのが総合的な開発計画だと考へておられるわけでありませう。

○衆議院議員(福田一君) 例へば、今の御説明を伺いますと私は四月のやほり上旬に庄川の水を見て来たのでありますが、ここに挙げられておる庄川のごときはもうすでに下流方面においては関西電力系統を以て相当開発し盡されておるのでありまして上流に若干四十万キロ程度の未開発地点が残つておりますが、こういうものは今提案者が言われたような国土総合開発の部類には當らないのではないかと。又逆に只見川は私はまだ現地を見ておりません、ただ下から見ただけでありましてよく存じませんが、天龍川は上流から全部承知いたしておりますけれども、天龍川のごときは確かに今言われた国土総合開発にはあまり當らないように私は思ふのであります。その点は直接にまあ二つの具体的な事例を挙げました天龍川とか只見川という問題を、これに指定せられたいという、国土総合開発の目的を以て予定せられた根拠は一体どういふところにあるのでありませうか。

○衆議院議員(福田一君) 庄川及び天龍川等につきましては、現在のこの水利権を持つておられる電力会社では到底資金計画の面から見ましてやることのできない。かように考へておりましたので、その面において而もなおやはり電源は早く開発しなければならぬと、こういふ所を國の力で開発いたしまして或いは譲渡、貸付をするというやうなことで同じやうな目的を挙げて行き、これは同じやうな結果に相成る。併しそういう意味において国土総合開発の見地からどう関連性があるか

○衆議院議員(福田一君) 私は今考へておるところでは大体さうに御解釈願つて結構だと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) それから先ほどの話に又戻りますが、この法律によりまして特殊会社というものは電力の卸売をやることになるやうでありまして、そういうことになると、これは明らかに電気事業者であります。そうすると、只今の公益事業令によりましては事業者の認可を受けなければならぬということになつておりますが、そういうやうな関連性はどう考へになつておるのでありませうか。その卸売をいたしたとしても電気事業者とお認めにならないかどうか。又認められませうならば公益事業令を改正せられませうか、或いは公益事業令の枠の中においてそういうことを行われるか、その点を明らかにせられたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) しばしば御説明を申上げております通り、この会社は発電所を作りまして、そうしてこれを譲渡する、或いは貸付するといふことを目的としたものであります。す。発電所自体を貸付する、併し一部発電の場合、或いは譲渡、貸付を拒まれたやうな場合におきましては、これは卸売をいたさなければならぬであります。この場合においては電気事業者令の適用を受けるのであります。併し本法律で予定しております特殊会社というものは建設を主体としたしておりますので、その面においてこれはまあ通産省の所管として考へてよいのではないかと、かように私たちが解釈をいたしておるわけでございます。

○衆議院議員(福田一君) ちよつとはつきりしませんが、この前伺いましたときは一部竣工のやうな場合に非常に設備が勿体ないのですぐ発電をいたしまして卸売をしたい、できれば譲渡或いは貸付をする。こういうお話であつたのであります。ところが、そのほか今ちよつと聞きにくかつたのであります。貸付とか譲渡を拒んだ場合というのはどういふ意味でございませうか。そういうときは卸売をするということになります。これは相當長い期間に亘りますものか、或いはどういふ関係になるものであります。

○衆議院議員(福田一君) お話のやうに一部発電の場合におきましてでもできれば譲渡、貸付ができればそのやうにいたしたいと考へます。それから全部でできた場合におきましては他の会社に譲渡する條件について相談しておる。或いは貸付の條件を相談しておる。或いは條件を相談しても併し水を只で流すことができないという場合においては、やはり卸売をしなければならぬことに相成るでございませう。又その期間が長くなればなるほどそういう期間も長くなるのであります。

○衆議院議員(福田一君) この特殊会社ができてから、建前としましては譲渡、貸付をするといふことを建前にいたしておる、かように御説明いたした次第であります。

○衆議院議員(福田一君) この特殊会社ができてから、建前としましては譲渡、貸付をするといふことを建前にいたしておる、かように御説明いたした次第であります。

○衆議院議員(福田一君) この特殊会社ができてから、建前としましては譲渡、貸付をするといふことを建前にいたしておる、かように御説明いたした次第であります。

すと、これは今後長い間に亘つて研究いたさるべき問題だと、かように考えておる次第であります。

○栗山眞夫君 この問題の結論を出すために、もう一点簡単に伺います。特殊会社は、開発された発電所相互間を結び、いわゆる送電線というものの建設を予定に入れておられますかどうか。送電線の建設をやつて、そうして事業者に適當な発電所において電力の授受を予定せられておられますか。或いは個々の開発された発電所の山元において電力の授受を予定されておられるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) 主要幹線までは送電線を作ることに予定いたしております。

○栗山眞夫君 主要幹線と申しますとこれも又非常に抽象的な話であります。が、例えば只見川、或いは関西の熊野川、或いは四国の吉野川、四万十川というふうな大電源に對しましては、恐らく新しい送電線が建設されなければ、只今の送電線を以てしては送電ができないであらうと私は想像するのであります。

その場合に東の只見川から関西、中国方面に向つていわゆる送電幹線というものをお本州を貫くというふうな構想でございませうか、これを伺ひたい。

○衆議院議員(福田一君) 具体的なことを示さうと申すことはできませんが、例えば只見川でございしましたら、今のところ金井まで一応つなげばできると思ひます。熊野、吉野もそれ……熊野のほうもこれもありですが、併し熊野というふうな所はこれは第二期計画になつておりました、第一期計画の分については今申しましたような送電

の施設というものを全部考えて、そうして計画をいたしておるわけでありませう。

○栗山眞夫君 これは地図と申しますか送電系統図がありませんからわかりませんが、只見川の場合ですとこの起きました電気は金井と申しますか、そこまで参るといふことであります。それから先は既設の送電線を利用する、こういう考え方ではございませうか。

○衆議院議員(福田一君) 第一期計画にいたしまして只見川を開発する場合においては、金井までつないで、十分送電ができると考えておるわけでございます。

○栗山眞夫君 只今予定せられておる只見川の全開発が行われました場合は百万キロを遙かに超すわけでありませうが、そういう電力は到底金井で連絡をした程度では需用地点に到達しない。

その場合送電線はやはり需用地点まで特殊会社が建設されるのかどうか。又こういうふうな電力の全国的な融通をやりますためには、琵琶湖とか熊野川等の大電源等も佐久間等とも結ばなければならぬであらうか、そういうものを計画されておるかどうか、将来必要とお考えになるかどうか、これを伺ひたい。

○衆議院議員(福田一君) 第二期計画を作定いたします場合には、必要ならばそういう幹線も作ることを考慮に入れて第二期計画を作るべきであると考えております。

只見その他の大電源を中心にして現在の送電幹線とは別箇に相当有力な送電網というものが形成せられると、こういう工合には私は理解していいのではないかと考えるわけでありませうが、さうでよろしいと思ひますか。

○衆議院議員(福田一君) 第二期計画を遂行いたします必要が起きますと、それをやるということになりますれば、お説の通りに相成ることと思ひます。

○栗山眞夫君 そういたしました場合に先ほどあなたは、電力の特殊会社の発生しました電力は一応設備の調換、貸付等によつて事業者に卸すのである、事業者が電力の経営を任すのである、こうおつしやつたわけでありませうが、今の特殊会社においてそういう大送電幹線を建設されるとしますならば、これを一会社に譲渡したり貸付けたりするといふことはできないのでありませう、こういうものは特殊会社が設備として保有をいたしまして、そうしてその送電幹線の先にある適當な需用地点において電力事業者と授受をする。こういうことになるのではないかと私は想像するのでありますが、如何でございませうか。

○衆議院議員(福田一君) お説の通り、あなたのおつしやる通り、想像するといふことを仰せになりましたが、相当長い年月の後のことではございませうが、これを如何に取扱いべきかというところは今後作定してもいいのではないかと考えております。そこでその場合において大電源が開発された場合に、一つの電力会社を對象として電気を譲る、或いは二地区或いは三地区を對象として譲るといふ問題も第二期計画ができた場合には当然考慮されて

いいのだと思ふのでありまして、私はそういう意味合において送電線の問題も、その譲渡を受けるような会社等とも一応大體の話を付けておくといふようなことも、将来の問題としては考慮されるかと思ひます。ただ私は第一期計画におきましては今のところ一応主要幹線まで建設すればいい、而も三十一年度までの電気の需用といふのはそれで満されるという意味合においてこの法案を出しておるわけでございます。

○栗山眞夫君 私どもはもう少し先の姿といふものを一応予定いたしませんと、現在の電気事業者との関係もこのままでもいいのかどうかという結論が出ないために、こういう御質問をいたしておるものでありまして、例えば最近の日本で二十八万ポルト程度の送電線が仮に完成するといひましたとしても、そういうものでこの大電力を輸送いたします場合にはおきまして、そう何本も送電線ができるわけのものではないだらうと思ひます。只見川の送電線につきまして、これを東京電力用、或いは中部電力用、北陸電力用というふうな工合に何本か山元から引出すわけには参らぬのでありまして、結局送電幹線というものは特殊会社が保有をいたしまして需用地点で卸す、こういうことにならざるを得ないと思ふのであります。

その場合にその地点へどれだけの電気を年契約で下すといふことになりませうれば、これは全く曾つて日産が行なつた電力の配給とちつとも変らない、全然変らないと私は言つていいと思ふのであります。その点はどういう工合になつておられますか。

○衆議院議員(福田一君) その場合において送電幹線を特殊会社が全部作るべきかどうかというふうなお話でございませうが、若し関東といひますか東京電力がそれだけの消費量を使うということになれば、当然これは幹線を作つて行かなければなりません。又中部電力にいたしましては電気の需用がほとんどなれば、設備の改善の意味で送電線を作つてもいいわけでありまして、これはあなたのおつしやるようにどうしてでも卸売をするために送電幹線を作ると、こうしなければ絶対にこの発電所といふものは作れないのだというお考えには相成るまいかと私は考へておるものでありまして、それらの問題は、第二期計画を勘案するときに十分考慮いたしてやつていこうと思ひます。が、そういう点は、まあ私たちがしては言つたように、あなたのおつしやるように送電幹線を今度は第二期計画ではもう持つのだという考へ方も一つでありませう。或いは又送電幹線はその譲り渡すところの電力会社に作らせるといふ考へ方も一つでありませう。又二つ乃至三つの電力会社に共同で送電幹線を作らして、これをやるという方法もありませうし、或いは託送にいたしまして、東京電力が関西まで全部送電線を作る。その代りに託送料を取る、ということで電力の供給ができるであらうと思ひます。従つていろいろの方法がございませうので、今こゝではつくりたいと思ひます。私はやつて行けるのではないかと、かように考へておるわけでありませう。

○栗山眞夫君 これはやつて行けないと私申しませうけれども能率の問題で

ありまして、能率が悪くなりはしないかということをお願いしたのであります。それでそこまでつきつめて提案者がお考えになつておりますならば、この際電気事業者というものを全国一つにして発電から送電まで一貫経営させるか、或いはそこまで行かんということならばもう一遍日本発送電を作つて、そうして既設の十五万以上の設備と今度作ろうとしておる設備を合体されてそうして一つの有機体として、電気はまあそういう性格を持つておるわけでありまして、有機体として高効率、高運転、これをされることが一番必要ではございませんか。私はそういう意味におきまして、今度の特殊会社法というものは、電気を作るという目的は成るほど一つの考え方であり、あらゆる国の財政資金或いは国全体の資金計画等から見まして無理があるかどうかの検討は要しますけれども、一つの構想であると私は考えるのであります。が、併し起きた電気を国民に最も能率よく、そうして安く各地区にバランスをとつて送るという意味においては、これは非常に方々において工合のよく行かないような、大電力でありますから場面が生ずる。従つてこの際、再編成のできたときに政府は提案理由におきまして電源の開発も電力会社を九つにして作ればうまく行くと言われました手前、否定をされておるように私は伺うのであります。が、そういうことが若しありましたならば、国の大方針でありエネルギー資源として最も重要なものに手をつけようというわけでありまして、そういう点にはこだわられられないでそして日本発送電というものをもう一遍作つて、そうして堂々とこ

れでやつて行くというような構想を持たれるのが私はよろしくはないかと考えるのでありますが、如何でございますか。私は只今程度の御説明では非常な点で疑問を残しましたので、これは更に突込んで私も勉強いたしまして、これは徹底的に質問をいたしたいとこう考えるのでありますが、如何でございますか。

○衆議院議員(福田一君) 電力事業、電気行政のあり方について御高説を承わつたわけでございますが、私たちといたしましては今度の電力再編成が絶対に失敗であつたとも、又非常に成功を収めておるともまだ結果の明らかなる判定をいたしておらないということとは毎々申上げておるところであります。そこで現在のこのあり方を一応肯定いたしましてそうして法律を作るといふことになりましたれば、お説の通りの法律を作つて全国一社案を作るまでは参らないわけでありますが、私はここで将来のことまでは明言申上げることができません。

であらう、こういう大見得を切つて提案せられたわけであります。ところがそれがうまく行かないというので今これを作られ、そうしてだん／＼と伺つて参りますと、口では日発の復元ではないとおつしやるが、できて来る電力設備の姿というものはもう明らかに日発の復元に近くなつておるといふことは、電力の再編成というものがとにかく失敗であつたとは私は極言はしませんけれども、失敗に近かつたとは私は言えると思うのであります。そういうことであるならば、私はこれが五億とか十億というような国費を投じまして、そうしてちよつとやつてみるというような仕事ならばよろしい、ございませうけれども、少くとも国家資金のうちから何千億という金を投入いたしましたので、そうしてやるという大きな仕事であります。その仕事によつてでき上つた電気がどうも能率が悪い、そうして各地の国民においては不平が出る、電気会社もどうも運用するのに複雑過ぎて困るというような形態になるのなら

ば、そういう結論が出るということならば、これはもう少し真剣に特殊会社と今日の電力事業者との関係というものを明らかにしておかなければならぬとこういう工合に私は考えるのでありまして、この点は一つ福田さんは腹藏のないところを率直におつしやつて頂きたいと思うわけであります。

○衆議院議員(福田一君) まああなたは今度の再編成は大部分失敗であつた、一部よかつたかも知れんがという、こういう御結論の下に今のようなお考えをお述べになつたのだと思います、私たちはまだ大部分失敗だということなところまで考えておらないので

ありまして、例えは今度の電源開発につきましては四百万キロ作る中でまあ電力会社は二百五十万キロ作る、大部分といいますが六割ぐらいが電力会社が作ろうという意気込みを以て大いに開発をやろうということをやつておる。こういう意味合においても電源の開発が進まなかつたとか、開発の意欲がないというようなことは私は断言できない

いと思うのであります。又この企業の合理的な面等につきましてもいろいろ電力会社が骨を折つておる面も窺われるわけでございます、これを要するに全体としても全部失敗だ、或いは大部分失敗であつた、だからここで電気行政或いは電気事業のあり方をもう一遍再検討すべきであるところをお考えになるのも、私としてはまだその結論は出ておらないからもう暫くは見て、そうしてどうしてもうまく行かないという事であればそのときにはそのときの政治家としてものを考へて行くようにするのであらうとこういうことを申し上げたのであります。従つて私は結

論が出ないものについてこれをどうしろ、こうしろということは早計ではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○栗山良夫君　それでは更に質問を続けますが、結局再編成は失敗であつたともなかつたとも言えないとこりいうお話であります、私は今まであなたが

お述べになつたことからして、私の主観ではありません、あなたのお述べになつたことからしてそういう工合に私はとらざるを得ないわけであります。そこでそういうことを否定するためにあなたは電気事業会社は六〇％も開業をやるのであつて、一向に差支えない

じやないかと言われますが、これは一応の議論ではありますけれども、そういう開発の機構が私は問題になるのじやないかと思う。先ほどから繰返して申しておりますように電気というものはこれは非常に高度の技術を要し、且つ最も能率よく電気は連繫を以て行わなければ水を無駄にするものであります。従つてその機構というものは極めて

てすつきりした單純な機構でなければ
うまく運営できないわけでありませう。
それは現に日発がこわされてからあと
の電力事業者の間の電氣の需給がうま
く行かないという面を御覽になればも
う一目瞭然であります。これは私の主
観じやないわけであります。そういう
観点からしまして私は日発の性格的に
は復元である、又そうせざれば特殊会
社で起きた電氣を高能率で需用地点に
届けることができないということを申
しておるのであります。

そこで更に質問いたしますが、あな
たがたのほうの資料によりますと特殊
会社で作られる電氣は非常に安いこと

になつております。安くできることになつております。これは勿論財政資金を投入し、財政資金の利潤というものは追求されないわけでありまして、そういうことになるわけでありまして、そうしてなお且つ外債等を予定いたしました場合には外債に對する元利の補償をせられるわけでありまして、これは若し同じ條件で入つて来るとするならば特殊会社の方へ外資はより早く、より多量に私は流れて来ると思うのであります。従つて電力事業者が六〇%やるとおっしゃいますけれども非常に四苦八苦して資金を集めて六〇%、而もできた発電所は特殊会社が作

つた発電所よりも高くなるということであらば、これは電力会社も、公営も、自家用も手を付けないで、そうして開発会社で作つてもらふのを待つておいて、そうして安い電氣を受ける、こういうことにならざるを得ないと思ふのであります。従いまして提案者のほうにおかれては金融と申しますか、資金獲得の処置等においては今後やうとする自家用におきましても、公営においても、或いは電氣事業者においても特殊会社と同じ条件を與える、租税の減免等におきましても同じ条件を與える、こういうことをお考えになつておられるかどうか。若しこれをお考えにならぬといふたしますならば、口では六〇％を電力事業者がやると言われますけれども、実質的にはやれないといふことになるのじやないかとこう考えますが、如何ですか。

○兼議院議員(福田一君) その問題は作られた電氣が売れるかどうかという問題に附着すると思ふのであります。電氣の需用を私たちが想定したてみますと、三十一年度には四百八十億キロワットアワーを必要とするのであります。なおそれでも或いは足りないかも知れないといふくらいに考へておられるわけでありまして、そこでこれを営利会社の面からみましますと、電氣が売れるといふのは私には作らないといふことではないのか、儲からなければ作らないかも知れませんが、儲かるという条件であれば、売れば必ず何かがあるか、一割あるか、一割ある場合は作らない、二割ある場合は作る、或いは三割でなければ作らない、こういうものではないか。そういうような

考へ方はいたすものじやない、三割の場合でも、二割の場合でも、一割の場合でも売れば儲かるということならば電氣企業者は私は作るものだと思へるものであります。こういう意味でお説の点とは矛盾をいたさないと思へております。

なおそれに関連いたしまして外債の補償或いは税金の問題等につきましても、この特殊会社と同様の扱いをするかという御質問がございましたが、その面においては若干の差をつけてあるわけでありまして、これは決して電力会社の発言を重視しないというわけではございませんけれども、日本の産業全体から見ますと、電力も大事であります。鉄鋼とか或いは造船という面もこれは又非常に大事な面でございます。併しこういうものとの間にどの程度の差をつけて行くかということになりますと、余りに電力会社をかあいり過ぎるといふことになり、そういう面の特典を與えますことは、他産業に與えますところの影響、又その区別等について非常に問題が起きて参りますので、これを勘案してできる限度において、はできるだけ特殊会社と同じような取扱をすべく法案を立案いたしておるわけでございます。

○栗山眞夫君 今の開発に対するいろいろな資金の面、或いは諸公課の面において差をつけてある、こうおつしや、而もこの点が発電原価に影響をしてくるわけでありまして、その場合に私はいさういふことが言えるじやないかと思ひます。特殊会社を作ります電氣が安くできるというところは、何かこれは即ち税金を注入するわけでありまして、国民一般が前以てその電氣代の一

部を負担しておるということが私は言えると思ふ。いわゆる租税の国庫納付といふことによりましてその金で発電するですから安くするわけでありまして、前以て発電所の開発代金、いわゆる電氣料金といふものを前納しておるような恰好になるわけでありまして、民間会社のほうはやはり自己資金で調達をするといふことになりますれば、その会社の収益率等も市場の常規程度には保たなければならぬ、保つということになれば電氣料金が高くなることを得ない、こういうことになるわけでありまして、従つて、国民は租税を投入してその中で電氣料金を前以て拂つた形をとつて、そうして実際の電氣料金を安くしたほうがいいのか、或いは民間の電氣会社にやらせまして、併して適当な料金を拂つたほうがいいのか、この二つの問題の分れ道になるのか、この二つの問題の分れ道になるのか、私は思ふのであります。特殊会社の発生する電氣代が安くなるということとは当然過ぎるほど当然なことではあります。その当然過ぎるほど当然なことに對して、なお且つその外債の元利補償とか或いは租税の減免等をされるということでありますれば、これは利益がありさへすれば幾ら少くともやうであらうという工合におつしやつたのであります。そこは程度の問題でありまして、開発意欲を旺盛にしてやるか、しやうことなしにやるかという問題に附着すると思ふのであります。これは自家用といへども、公営といへども、電氣事業者といへども、國がやるのと同じような条件を私は設定してやる、こういうことが必要ではないかと考へるのであります。この点はいさう少し御研究を願えないものか、これをお伺いしたいのであります。

○兼議院議員(福田一君) 電源開発といふ見地から見ますならばお説の通りでございます。我々いたしましては、法案を作ります場合においては、その点はいさうく政府側とも究明いたしたのであります。現段階におきましてはこの程度を以て一応よろしかろう、かような結論を得たわけでございます。

なお、この外債の補償をやつたり、或いは財政資金を使うから安い電氣ができるのである、これは当り前である、仰せの通りでございます。又、これは電氣料金の先拂いであるというお考えも一応御尤もと存じます。併しなから私たちがとしては国民生活を全体として昭和二十一年度までに九三％まで上げる、この点の開発ができませんと、鐵工業生産の数字も戦前の二倍までは持つて行けない。こういう一面においては、成るほど一面においては、はさういふような電氣料金の先拂いをするかも知れませんが、全体といたしましては国民生活の水準を上げて行くのであります。それからこれは決して國民に大きな負担をかけるのではない。むしろ将来に希望を持たせる意味合におきまして、これは一時この財政資金を使うことは國民に納得してもらへるだろう、こういう考へで今度の開発計画並びに特殊会社を作ることを法案として出したわけでございまして。

○栗山眞夫君 それだから私は申し上げるわけでありまして、鐵工業の生産水準を三十一年度において二倍にしたい、これは是非ともしなければならぬ、そうしてそのためにはそれだけの開発

担当者に非常な努力を願つてやつても、わたくちやならない、こういう工合に國策的なお考えを願つておるわけでありまして。その場合に又一方においては、特殊会社を作るのは全体の僅か四割程度で四割を切れるのだ、電力事業者は六割もやるのだ、こうおつしやいますならば、その鐵工業生産水準を二倍に保つための最も中心的な努力を願わなければならぬものは特殊会社で勿論ありましようが、更にたくさん開発される電力事業者でなければならぬと思ふわけでありまして。ところがその六〇％を負担するほうの電力事業者については何ら開発のための国家的施策といふものが行われぬ、やれるだけやつてみるというふうな恰好にしまして、特殊会社だけに資金の面倒もみれば外債の元利補償もする、租税も減免する、こういうことでは、今あなたが述べられたように、國を挙げて官民間わすこの五ヶ年計画を達成して昭和三十一年の暮には鐵工業の生産水準を二倍に上げる、こういう理想は達成し得ないかも知れない、又達成させる手段としては甚だ以て片手落ちではないかと私は考へるわけでありまして。今電氣事業者その他に對して開発をやらせる場合に、私は、私はどうも理解ができません。そのものは、私はどうも理解ができません。もう少し理解が行くやうであります。もう少し理解が行くやうに一つ御説明を頂きたい。なぜ電氣事業者なり、自家用なり、公営に對して、特殊会社と同じような條件で開発の意欲を出させるような施策ができたのか、その理由を伺いたいと思ひます。

○兼議院議員(福田一君) これはもうおわかりと思ひますけれども、私は決

担担当者に非常な努力を願つてやつても、わたくちやならない、こういう工合に國策的なお考えを願つておるわけでありまして。その場合に又一方においては、特殊会社を作るのは全体の僅か四割程度で四割を切れるのだ、電力事業者は六割もやるのだ、こうおつしやいますならば、その鐵工業生産水準を二倍に保つための最も中心的な努力を願わなければならぬものは特殊会社で勿論ありましようが、更にたくさん開発される電力事業者でなければならぬと思ふわけでありまして。ところがその六〇％を負担するほうの電力事業者については何ら開発のための国家的施策といふものが行われぬ、やれるだけやつてみるというふうな恰好にしまして、特殊会社だけに資金の面倒もみれば外債の元利補償もする、租税も減免する、こういうことでは、今あなたが述べられたように、國を挙げて官民間わすこの五ヶ年計画を達成して昭和三十一年の暮には鐵工業の生産水準を二倍に上げる、こういう理想は達成し得ないかも知れない、又達成させる手段としては甚だ以て片手落ちではないかと私は考へるわけでありまして。今電氣事業者その他に對して開発をやらせる場合に、私は、私はどうも理解ができません。そのものは、私はどうも理解ができません。もう少し理解が行くやうであります。もう少し理解が行くやうに一つ御説明を頂きたい。なぜ電氣事業者なり、自家用なり、公営に對して、特殊会社と同じような條件で開発の意欲を出させるような施策ができたのか、その理由を伺いたいと思ひます。

して全然やらないということと言つたわけではございません。例えば資金の面におきましても昭和二十七年に於いては、見込資金三百億を電力会社に出す、資金運用部資金を出す、又自家発、或いは公営につきましてもそれぞれ資金の手段について政府は協力をいたしておるのであります。法律自体にもそのことを書いておるのであります。そういう義務があるということを書いております。又免税の問題につきましても大体同じような條件にいたしておるのであります。一部ほかの関係からいつてできない面もあります。こういうことを申し上げておつたわけであり

て困るというようなことも考慮されまして、実はこういうように若干の差が付くようになったということを御了承願いたいのであります。

○栗山寛夫君 かねて外債の補償について開発銀行を通して特殊会社と同じように措置をしたいと、するということに聞いておるというお話であります。が、それをもう少し具体的にお話願えませんか、どういふ方法を取るのか。

ますとか或いは社債その他によりますもの、いわゆる自己調達資金の内訳を示せというお話でございますが、これはこの数字が出て参りましたのは、電力会社のほうから大体こういうふうにしてやるといふことを公益事業委員会のほうへ言つて参りまして、この程度は大体できるであらうといふことを言つた数字をここに總計して挙げたわけでありまして、従いまして向うから言つて参りました分につきましては今ここで資料を持つておりませんけれども、今度資料を作りまして差上げたいと存じますが、如何でございますか。

ます。なお外債の政府補償の問題でございますが、これにつきましては、大蔵大臣が出たときに又御説明を聞いて頂ければおつたと思ひますけれども、提案者としては、九電力会社が外債をやるといふような場合においては、開発銀行その他を通じて政府補償と同じような措置ができるように考慮されておると了解をいたしておるわけでございます。これらを一応お考え下さいますならば、我々は電源開発に全部のもので協力してやつてもらうのだ、その意味合において電力会社に対してしましても、或いはその他のものに対してしましてもできるだけのことをする、こういう意欲を持つておるといふことだけはおわかり願へるかと思つたのであります。なぜ同等にできないかという事になりますれば、電源開発だけが日本の産業経済を復興し、国民生活を安定するものではないという面、基礎産業との間に差をつけられない面も出て来るのであります。そういう面から見てどうも行き過ぎとなつ

○栗山寛夫君 私人長く質問をいたしたのであります。が、まだいろいろとお聞きをしたい点がたくさんあります。けれども今日は一応この辺で質問を打ち切りまして、同僚委員にお譲りをいたしたいと思ひます。さようにお取計らいをお願いいたします。

○委員長(佐々木良作君) それでは時間も御承知の通りになりましたので、今日はこの辺で打ち切りしたいと思います。が、御異議ございませんか。

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) 質疑の通告も外にありませんけれども時間がこういふふうな状態になつて参りましたので、御質問がありましたら別にお断り願ひたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

○委員長(佐々木良作君) それでは今度の委員会はこれで閉会いたします。午後四時二十六分散会

昭和二十七年五月六日印刷

昭和二十七年五月七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁